

重要文化財・史跡 旧下ヨイチ運上家

キッチンカー募集要項

1 目 的

重要文化財・史跡 旧下ヨイチ運上家において、移動販売車（以下「キッチンカー」という。）を出店し、史跡内で飲食の提供をすることで利便性とサービスの向上を図り、文化財の魅力向上及び利用促進に資することを目的とします。

2. 出店期間

令和8年8月8日（土）～8月16日（日）、9月19日（土）～23日（水）

3. キッチンカー営業時間

営業時間：10時00分～16時00分（準備時間も含む）

※搬入 9時00分～10時00分

搬出（片付け） 16時00分～17時00分

4. 会場

旧下ヨイチ運上家 前浜ゾーン

（住所：北海道余市郡余市町入舟町10番地）

5. 出店者の条件

- （1）酒類の販売はしないこと。
- （2）食品衛生法に基づく営業許可を有していること。
- （3）食品衛生責任者の資格を有していること。
- （4）生産物賠償責任保険に加入していること。
- （5）電気、調理用水及び排水タンク等の販売に必要なものを準備できること。
- （6）北海道暴力団の排除の推進に関する条例（北海道条例 平成22年12月17日条例第57号）に定める暴力団、暴力団員、及びその関係者でないこと。
- （7）車両サイズは全長5m、全幅3m以内であること。

6. 注意事項

- （1）出店時間は厳守すること。なお、完売等により出店終了時間より早く閉店する場合の搬出については、施設管理者に申し出ること。また搬入・搬出時間について超過が見込まれる場合も事前 に施設管理者へ申し出ること。
- （2）火気及び発電機等を使用する場合には、消火器（国家検定合格之証のマークがついている業務用消火器）を設備し火災予防に努めること。なお、余市町火災予防条例に基づく届け出については、施設管理者が一括して行うため、申込時にキッチンカー内部及び消火器の設置場所に係る略図を提出すること。
- （3）食品衛生法その他関係法令を遵守すること。
- （4）申込時に登録した販売品目以外の販売はしないこと。なお、販売品目が変更になる場合は、出店日の1週間前までに様式2「販売品目及び価格表」を施設管理者に再提出し、承認を得ること。
- （5）出店の申込をしたキッチンカーを無断で変更しないこと。なお、キッチンカーが変更にな

る場合は1週間前までに施設管理者に必要書類を提出し、承認を得ること。

(6) 自店が利用しているホームページやソーシャルメディア媒体等で告知すること。

(7) 出店に係る権利は、第三者に委託又は譲渡しないこと。

(8) キッチンカーの搬入、搬出は出店者が行うこと。

ア 移動させる場合は、来場者及び他車両等に注意し、安全運転に努めること。

イ 移動等により舗装面、植栽等を破損させないように十分配慮すること。

ウ 移動等により破損、汚損等を生じさせた場合には、速やかに施設管理者に申し出ること。なお、原状回復の経費等については、出店者が負担すること。

(9) 施設内の設備は利用できないため、電気、調理用水及び排水タンク等販売に必要なものは全て出店者が用意すること。

(10) 営業に使用する発電機等は、低公害、低雑音な機器とし、コード等に人が引っかからないよう養生する等の必要な安全措置を講じること。

(11) 販売中はキッチンカーのエンジンを停止すること。

(12) 調理で発生したゴミは自主回収とし、野外にごみ箱を設置した場合には、出店者の販売物以外が投棄されていても持ち帰り適正に処分すること。また、排水についても出店者が管理し適正に処分すること。

(13) 出店中にスピーカー等を利用してBGMや呼び込み等を流すことはしないこと。

(14) 販売員には、施設利用者に不快な印象を与えることのないよう、常に良好なサービスを提供できる体制を整えること。

(15) 出店に際しての事故、苦情等については、出店者がその責任の一切を負うものとする。また、不測の事態等が生じた場合には、誠実かつ適切な対応をするとともに、その状況を施設管理者に報告すること。

(16) 片付け・搬出の際は、周辺を清掃するとともに原状回復をすること。

(17) この要項または公序良俗に反する行為及び出店を許可することが適切でないと判断した場合は、出店許可を取り消すことがある。なお、この場合において、出店者に損害が生じてても施設管理者は補填及び賠償等の責任は一切負わない。

(18) この要項に記載のない事項であっても、施設管理者が必要な措置と認めた場合は、出店者はその指示に従うこと。

7. 出店料 無料

8. 募集事業者数 各日3事業者

9. 出店者の選定方法 【選定方法】

書類を提出いただいた方より先着順としますが、応募数が多い場合は商品の偏りがないうち各販売品目を考慮し、出店者を決定させていただきます。以下の場合については受付不可となります。

- ・提出書類に不備がある
- ・「5. 出店者の条件」の内容を満たしていない
- ・出店者としてふさわしくないと施設管理者が判断した場合

10. 出店のキャンセルについて

(1) キャンセル方法 悪天候等の理由により、出店をキャンセルする場合は、必ず出店日当日の9時30分までに電話にてご連絡ください（FAX・メール等は不可）。

※電話対応時間 9時00分～17時00分

1 1. 申込書の提出について

- (1) 募集期間 出展希望日の1週間前まで※出店者が決まり次第、申込終了
- (2) 申込方法 電話でのお申し込みののち、提出書類を E-mail でご提出ください。提出書類を全て提出された方から申込完了となります。

【申込先】 宛 先：余市町教育委員会社会教育課文化財係（余市水産博物館）

TEL・FAX：0135-22-6187 E-mail：moireyama@beach.ocn.ne.jp

※申込書類すべてを PDF 形式のファイルで送信してください。

(3) 提出書類

- ・キッチンカー出店許可申込書（様式1）
- ・保健所から交付された営業許可証（写し）
- ・食品衛生責任者資格を証する書類（写し）
- ・生産物賠償責任保険（PL 保険等）証券（写し）
- ・出店するキッチンカーの車検証（写し）
- ・その他販売に必要な資格証明書（適宜）
- ・販売する商品の写真（主たる商品 1～2 枚程度）

1 2. 問い合わせ先

余市町教育委員会社会教育課文化財係

〒046-0011 北海道余市郡余市町入舟町 21 番地（余市水産博物館）

TEL・FAX：0135-22-6187

E-mail：moireyama@beach.ocn.ne.jp

営業時間 9：00～17：00（月曜日が休館日）



キッチンカー設置場所（赤枠内）